

# 伊 勢 市 公 報

第 302 号  
平成 30 年 6 月 5 日  
火 曜 日

## 目 次

	頁
<b>病院事業管理規程</b>	
○ 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	2
<b>告 示</b>	
○ 平成 30 年度一般廃棄物処理実施計画の策定について	4
○ 地籍調査の実施について	5
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	6
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	7
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	8
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	9
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	10
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	11
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	12
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	13
○ 道路の区域変更について	14
○ 指定地域密着型通所介護事業の廃止について	15
<b>上下水道事業告示</b>	
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	16
<b>公 告</b>	
○ 市営住宅の入居者の募集について	17
○ 犬の抑留について	21
<b>公 表</b>	
○ 伊勢市情報公開制度の実施状況の公表について	22
○ 伊勢市個人情報保護制度の実施状況の公表について	25

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 30 年 5 月 18 日

伊勢市病院事業管理者 藤 本 昌 雄

## 伊勢市病院事業管理規程第4号

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

別表第8夜間看護手当の項支給額の欄第1号中「2時間以上」を「4時間以上」に、「3,300円」を「3,550円」に改め、同欄中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 3,300円

### 附 則

この規程は、公表の日から施行し、改正後の伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の規定は、平成30年4月1日から適用する。

伊勢市告示第 69 号

平成 30 年度一般廃棄物処理実施計画を策定しましたので、伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 129 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり告示します。

平成 30 年 5 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市環境生活部清掃課に備え置いて縦覧に供します。

## 伊勢市告示第70号

### 地籍調査の実施について

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により、地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により、次のとおり告示します。

平成30年5月23日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 事業計画が定められた年月日

平成30年4月1日

2 調査を実施する者の名称

伊勢市

3 調査地域

宮川1（宮川1丁目、宮川2丁目、中島1丁目、常磐1丁目及び御菌町高向）

有滝2（有滝町）

4 調査期間

平成30年5月23日から平成31年3月31日まで

伊勢市告示第 71 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、横輪町町内会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 30 年 5 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	中 西 利 和
	伊勢市横輪町 183 番地 1
変更後	中 西 悦 夫
	伊勢市横輪町 785 番地

伊勢市告示第 72 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
上條区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定  
により告示します。

平成 30 年 5 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 藤 村 幸 八

伊勢市御薊町上條 1171 番地 11

変更後 奥 井 義 博

伊勢市御薊町上條 536 番地 2

伊勢市告示第 73 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、野村町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 30 年 5 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 真 鍋 毅

伊勢市野村町 5569 番地

変更後 遠 藤 淳 一

伊勢市野村町 5589 番地 6

伊勢市告示第 74 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、西神田町内会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 30 年 5 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	山 口 俊 樹
	伊勢市神久 3 丁目 2 番 12 号
変更後	中 田 隆 人
	伊勢市神久 3 丁目 2 番 12 号

伊勢市告示第 75 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、小川町町内会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 30 年 5 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 西 村 忠 雄

伊勢市中島 2 丁目 17 番 34 号

変更後 上 野 修

伊勢市中島 2 丁目 25 番 25 号

伊勢市告示第 76 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
上地町上組から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に  
より告示します。

平成 30 年 5 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 中 上 雅 弘

伊勢市上地町 1731 番地

変更後 長 澤 直 也

伊勢市上地町 1689 番地 5

伊勢市告示第 77 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
中小俣自治区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定  
により告示します。

平成 30 年 5 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 藤 原 幸 夫

伊勢市小俣町元町 1052 番地

変更後 山 西 暁 彦

伊勢市小俣町元町 1162 番地

伊勢市告示第 78 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
辻久留台自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規  
定により告示します。

平成 30 年 5 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 森 鋭

伊勢市辻久留町 545 番地 68

変更後 北 村 芳 朗

伊勢市辻久留町 545 番地 16

伊勢市告示 79 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 30 年 5 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	栗野 5-2 号線	栗野町 717 番 1 地先から 栗野町 706 番地先まで	旧	3.0~7.5	194.0
			新	10.6~13.5	194.0

伊勢市告示第 80 号

指定地域密着型サービス事業者から介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 78 条の 5 第 2 項の規定により、指定地域密着型通所介護事業の廃止の届出があったので、同法第 78 条の 11 及び介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 131 条の 14 の規定により、次のとおり告示します。

平成 30 年 5 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 事業者の名称  
株式会社 絆トータルケアサービス
- 2 廃止する事業所の名称及び所在地  
名 称 デイサービス きづな  
所在地 伊勢市小俣町湯田 469 番地 2
- 3 廃止の届出の受理をした年月日  
平成 30 年 4 月 24 日 (事業所廃止年月日：平成 30 年 5 月 31 日)
- 4 サービスの種類  
地域密着型通所介護

## 伊勢市上下水道事業告示第 13 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、平成 30 年 5 月 18 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

平成 30 年 5 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日  
平成 30 年 6 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域  
小俣町宮前の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 伊勢市大湊町 1126 番地  
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式

伊勢市公告第 48 号

伊勢市営住宅管理条例（平成 17 年伊勢市条例第 163 号）第 4 条の規定により、入居者の募集を次のとおり行います。

平成 30 年 5 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 申込期間

平成 30 年 6 月 5 日（火曜日）から 6 月 18 日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（月曜日は、午前 8 時 30 分から午後 7 時まで）

2 申込場所

F E 住宅管理共同企業体（伊勢市営住宅等管理事務所）

伊勢市吹上 2 丁目 8 番 23 号

3 募集住宅及び戸数

一般向市営住宅

団地名	所在地	構造 ※ 1	階数	部屋数	戸数	单身	家賃 ※ 3
倭 A 団地	倭町 40 番地	PC 造 4 階建	2 階	3 DK	1	×	14,200 円～ 27,900 円
浦口団地	浦口 4 丁目 28 番地 5	RC 造 3 階建	3 階	3 DK	1	×	23,600 円～ 46,400 円
宮中横団地	浦口 4 丁目 32 番地 36	RC 造 3 階建	1 階	2 DK	1	○	17,500 円～ 34,400 円

二俣団地	二俣3丁目 10番地12	RC造 3階建	2階	3DK	1	×	22,700円～ 44,500円
万所団地	辻久留3丁目 20番地44	RC造 3階建	3階	3DK	1	×	22,500円～ 44,200円
竹ヶ鼻 第1団地	竹ヶ鼻町 99番地5	RC造 4階建	3階	3DK	1	×	24,100円～ 47,300円
大湊団地	大湊町 362番地1	PC造 3階建	1階	3K	1	○	9,200円～ 18,100円
朝熊 第1団地	朝熊町 2659番地1	PC造 2階建	1・2階 ※2	3DK	1	×	18,900円～ 37,200円
北明野団地	小俣町明野 541番地3	PC造 平屋建	1階	2K	1	○	6,900円～ 13,500円
相合団地	小俣町相合 965番地1	PC造 2階建	1・2階 ※2	2DK	1	○	9,200円～ 17,100円

※1 PC：コンクリート版プレハブ造 RC：鉄筋コンクリート造

※2 部屋は、2階構造となっています。

※3 入居後、4(5)の収入基準を超えた場合は、記載の上限額を超える場合があります。

#### 4 申込資格

- (1) 伊勢市内に住所又は勤務場所があること。
- (2) 現在、住宅に困っていることが明らかであること。
- (3) 入居する全員が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に該当する者）でないこと。
- (4) 市区町村税を完納していること。
- (5) 収入基準（月額）が158,000円以下であること。

ただし、高齢者のみ又は高齢者と18歳未満の者のみの世帯、障害者等がいる世帯及び小学校就学前の子どもがいる世帯は、214,000円以下となります。

- ・収入基準（月額）・・・入居者全員の所得金額から定められた額を控除した後、12箇月で除した額

(6) 申し込む住宅に応じて下記の条件に該当すること。

現在同居している、又は同居しようとする親族（内縁関係者及び婚約者を含む。）がいること。

- ・親族・・・6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族
- ・内縁関係者・・・住民票に『未届の夫』又は『未届の妻』の記載がある者
- ・婚約者・・・契約日までに、婚姻ができる者

ただし、次のいずれかに該当する場合は、3K以下の住宅に限り単身で申し込むことができます。

- ア 60歳以上の者
- イ 身体障害者（障害の程度が、1級から4級までの者）
- ウ 精神障害者（障害の程度が、1級から3級までの者）
- エ 知的障害者（障害の程度が、イの程度に相当する者）
- オ 戦傷病者（障害の程度が、恩給法（大正12年法律第48号）の特別項症から第6項症までの者又は第1款症の者）
- カ 原子爆弾被爆者（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の認定を受けた者）
- キ 中国残留邦人等（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第2条第1項に該当する者）
- ク 生活保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に該当する者）
- ケ 海外からの引揚者（引揚げ後5年を経過していない者）
- コ ハンセン病療養所入所者等（ハンセン病療養所入所者等に対する

補償金の支給等に関する法律（平成 13 年法律第 63 号）第 2 条に該当する者）

サ DV 被害者（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）による一時保護者若しくは保護終了日から 5 年を経過していない者又は保護命令の申立てを行っていている者であって保護命令発効から 5 年を経過していないもの）

## 5 申込方法

F E 住宅管理共同企業体で配付される市営住宅入居申込用紙に必要な事項を記入し、世帯全員の住民票の写し、所得証明書及び税の完納証明書等の必要書類を添付の上、2 の申込場所に持参してください。

## 6 入居者の選考方法

市営住宅入居者選考委員会で入居資格を確認した後、申込者数が募集数を上回った場合は、公開抽選を行います。

(1) 日 時 平成 30 年 7 月 14 日（土曜日）

※ 受付は、午後 1 時 30 分から午後 2 時まで（時間厳守）

※ 入居抽選会及び説明会は、午後 2 時から午後 4 時 30 分頃まで

(2) 場 所 いせシティプラザ 2 階多目的ホール

## 7 入居時期

平成 30 年 8 月 1 日以降

## 8 問い合わせ先

F E 住宅管理共同企業体（伊勢市営住宅等管理事務所）

電話 0596-63-8379

伊勢市都市整備部建築住宅課

電話 0596-21-5596

伊勢市公告第 49 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 30 年 5 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	通町	雑種	白黒茶	雄	中	91 日 以上	青い首輪

2 抑留した日 平成 30 年 5 月 25 日

3 抑留期限 平成 30 年 6 月 1 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市情報公開条例（平成 17 年伊勢市条例第 19 号）第 20 条の規定に基づき、平成 29 年度（平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に請求のあったもの）における公文書の公開等についての実施状況を、次のとおり公表します。

平成 30 年 5 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健一

1 公文書公開請求の状況

平成 29 年度における公文書公開請求件数は、107 件でした。

(単位：件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
請求	5	6	7	7	5	18	6	5	3	9	16	20	107

2 公文書公開請求の実施機関別状況

平成 29 年度の公文書公開請求状況を実施機関別に見ると、市長 116 件、病院事業管理者 5 件、教育委員会 18 件、消防長 3 件、農業委員会 2 件、選挙管理委員会 2 件でした。

なお、1 件の請求に対して複数の所属が対応する場合があったので、請求件数より多くなっています。

(単位：件)

実施機関名		件数	実施機関名	件数
市長	検査室	1	病院事業管理者	5
	総務課	2	教育委員会	18
	職員課	1	消防長	3
	管財契約課	2	農業委員会	2
	課税課	4	選挙管理委員会	2
	危機管理課	1		
	情報調査室	1		
	企画調整課	1		
	市民交流課	3		
	戸籍住民課	5		
	人権政策課	1		
	環境課	2		
	清掃課	1		
	健康課	2		
	医療保険課	1		
	介護保険課	2		
	地域包括ケア推進課	3		
	福祉総務課	1		
	こども課	1		
	高齢・障がい福祉課	1		

商工労政課	5	X	X
農林水産課	2		
観光振興課	2		
観光誘客課	1		
維持課	29		
用地課	5		
都市計画課	17		
交通政策課	2		
基盤整備課	4		
建築住宅課	1		
上下水道総務課	3		
料金課	1		
上水道課	2		
下水道建設課	2		
二見総合支所生活福祉課	1		
小俣総合支所生活福祉課	2		
御菌総合支所生活福祉課	1		
計 (37課)	116		
合 計			146

### 3 公文書公開請求の決定状況

#### (1) 決定状況

公文書公開請求に対するその決定状況は、公開 66 件、部分公開 80 件、非公開 3 件、請求却下 97 件、取下げが 4 件でした。

なお、1 件の請求に対して複数の決定をする場合があったので、請求件数より多くなっています。

(単位：件)

区 分	請 求	公 開	部分公開	非公開	請求却下	拒否	小計	取下げ	合計
件 数	107	66	80	3	97	0	246	4	250

#### (2) 部分公開・非公開・請求却下理由別内訳

部分公開、非公開又は請求却下となった理由は次のとおりです。

なお、1 件の請求に対して複数の理由のものがありました。

(単位：件)

非 公 開 理 由	部分公開	非公開	請求却下 (拒否)	合計
個人情報 (第 9 条第 1 号)	58	3	X	61
法人等情報 (第 9 条第 2 号)	27	0		27
国等との協力関係情報 (第 9 条第 3 号)	0	0		0
意思形成過程情報 (第 9 条第 4 号)	4	0		4
事務事業の執行情報 (第 9 条第 5 号)	0	0		0
公共の安全、秩序維持情報 (第 9 条第 6 号)	1	0		1
任意提供情報 (第 9 条第 7 号)	5	0		5
合議制機関情報 (第 9 条第 8 号)	14	1		15

法令秘情報（第9条第9号）	0	0		0
請求拒否（第12条）	X	X	0	0
請求対象とならない公文書			0	0
公文書特定不可能			0	0
公文書不存在			97	97
合 計	109	4	97	210

4 審査請求の状況

公文書の公開請求に対し実施機関が行う諾否の決定に対し、審査請求ができるようになってはいますが、平成29年度の審査請求はありませんでした。

5 審査会の処理状況

平成29年度に伊勢市情報公開・個人情報保護審査会への諮問はありませんでした。

伊勢市個人情報保護条例（平成 17 年伊勢市条例第 20 号）第 54 条の規定に基づき、平成 29 年度（平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に請求のあったもの）における個人情報の開示等についての実施状況を次のとおり公表します。

平成 30 年 5 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 個人情報取扱事務の届出

実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、あらかじめその取扱事務の名称、利用の目的等についての届出を市長に行わなければなりません。

平成 29 年度における実施機関からの届出件数は 13 件でした。

(単位：件)

実施機関名	件 数
市 長	13

2 個人情報取扱事務の廃止、変更の届出

実施機関は、個人情報取扱事務の届出に係る取扱事務を廃止又は変更する場合は、その旨を届出なければなりません。平成 29 年度における事務の廃止の届出は 10 件でした。

(単位：件)

実施機関名	事務の廃止
市 長	9
教育委員会	1
合 計	10

3 実施機関別の登録

平成 29 年度末における個人情報取扱事務の登録件数は、541 件となり、実施機関別の登録件数は、次のとおりです。

実施機関別の事務の登録状況 (平成 30 年 3 月 31 日現在)

実施機関名	件 数
市 長	425
教育委員会	59
病院事業管理者	12
選挙管理委員会	5
監査委員	2
農業委員会	4
消防長	29

議 会	5
合 計	541

#### 4 個人情報開示、訂正、削除及び中止の請求等

平成 29 年度における個人情報開示請求件数は 4 件でした。訂正、削除及び中止の請求はありませんでした。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
開示	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	4

なお、開示請求の実施機関別状況は以下のとおりでした。

(単位：件)

実施機関名		件数	実施機関名	件数
市 長	介護保険課	2	X	X
	観光振興課	1		
	交通政策課	1		
	計 (3 課)	4		
合 計			計	4

#### 5 個人情報開示請求者別状況

平成 29 年度における個人情報開示請求者数は、4 人でした。  
その状況は、次のとおりです。

請求者別状況 (単位：人)

本 人		2
代理人	未成年者	0
	成年被後見人	0
	遺族等	2
	傷病等	0
合 計		4

#### 6 開示請求の決定状況

##### (1) 決定状況

個人情報開示請求に対するその決定状況は、一部開示 3 件、請求却下 1 件でした。

(単位：件)

区 分	請 求	開 示	一部開示	非開示	不存在	請求却下
件 数	4	0	3	0	0	1

- (2) 一部開示・不存在・非開示・請求却下理由別内訳  
一部開示、不存在、非開示又は請求却下となった理由は次のとおりです。  
なお、1件の請求に対して複数の理由のものがありました。

(単位：件)

不開示理由	一部開示 非開示 不存在	請求却下	合計
法令秘情報（第17条第1号）	0	X	0
生命・財産等侵害情報（第17条第2号）	0		0
第三者の個人情報（第17条第3号）	3		3
法人等情報（第17条第4号）	0		0
国等協力関係情報（第17条第5号）	0		0
審議・検討・調査等情報（第17条第6号）	0		0
行政運営情報（第17条第7号）	0		0
公共の安全、秩序維持情報（第17条第8号）	0		0
任意提供情報（第17条第9号）	0		0
死者の名誉毀損情報（第17条第10号）	0		0
審査会意見（第17条第11号）	0		0
個人情報不存在（第21条）	0		0
請求対象とならない情報	X		0
請求要件を満たさない		1	1
合計	3	1	4

## 7 目的外利用及び外部提供

実施機関は、目的外利用等の根拠がある場合は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて個人情報を実施機関の内部で利用をし、又は実施機関以外のものへ提供することができますが、平成29年度における目的外利用の届出は35件、外部提供の届出は76件でした。その状況は次のとおりです。

なお、1件の目的外利用等に対して複数の根拠のものがあります。

- (1) 実施機関別の目的外利用等の届出 (単位：件)

	目的外利用	外部提供	計
市長	34	75	109
教育委員会	0	1	1
消防長	1	0	1
合計	35	76	111

- (2) 目的外利用等の根拠

(単位：件)

本人の同意を得ているとき（条例第11条2項1号）	16
--------------------------	----

法令等に定めがあるとき（条例第 11 条 2 項 2 号）	93
公表された事実であるとき（条例第 11 条 2 項 3 号）	0
緊急かつやむを得ないと認めるとき（条例第 11 条 2 項 4 号）	1
相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるとき（条例第 11 条 2 項 5 号）	3
国等への提供で、事務の性質上やむを得ないと認めるとき（条例第 11 条 2 項 6 号）	30
統計の作成及び学術研究の場合で、本人又は第三者の権利利益を侵害するおそれがないと認めるとき（条例第 11 条 2 項 7 号）	1
審査会の意見を聴いて特に必要があると認めるとき（条例第 11 条 2 項 8 号）	3

#### 8 審査請求の状況

個人情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求に対する決定に対して、審査請求ができるようになっていますが、平成 29 年度の審査請求はありませんでした。

#### 9 審査会の処理状況

平成 29 年度における伊勢市情報公開・個人情報保護審査会への諮問は次のとおりでした。

実施機関名		諮問内容
市長	医療保険課	電子計算組織の結合に関する意見について
	交通政策課	保有個人情報の開示に関する意見について